明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○地方自治法の一部を改正する法律（三五）　四
○民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正する法律（三六）　八
○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（三七）　一二
○国と地方の協議の場に関する法律（三八）　一三
○株式会社国際協力銀行法（三九）　一三

〔政　令〕
○内閣府本府組織令の一部を改正する政令（一一五）　一三
○自動車損害賠償保障法施行令の一部を改正する政令（一一六）　一三
○医療法施行令の一部を改正する政令（一一七）　一三
○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う文部科学省関係政令の整備に関する政令（一一八）　一三
○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う国土交通省関係政令の整備に関する政令（一一九）　一三

〔省　令〕
○学校教育法施行規則の一部を改正する省令（**文部科学**一八）　一三
○医療法施行規則及び国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令の一部を改正する省令（**厚生労働**五六）　一四
○漁港漁場整備法施行規則の一部を改正する省令（**農林水産**二九）　一四

〔告　示〕
○市町村の消防の広域化に関する基本指針の一部を改正する件（**消防庁**四）　一四
○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示（**厚生労働**一五二）　一四
○漁港の指定内容の軽微な変更に関する基準を定める件の一部を改正する件（**農林水産**八九九）　一四

本号で公布された法令のあらまし

◇地方自法の一部を改正する法律（法律第三五号）（総務省）

1
(一) 議会制度の充実に関する事項
　地方公共団体の議会の議員の定数の上限数の制限の廃止
　地方公共団体の議会の議員の定数について、人口段階別の上限数に係る制限を廃止することとした。（旧第九〇条第二項及び旧第九一条第二項等関係）
(二) 議決事件の範囲の拡大
　法定受託事務に係る事件についても、国の安全に関することその他の事由により議会の議決すべきものとすることが適当でないものとして政令で定めるものを除き、条例で議会の議決事件として定めることができることとした。（第九六条第二項関係）

2
　行政機関等の共同設置に関する事項
　普通地方公共団体は、協議により規約を定め、共同して、議会の事務局若しくはその内部組織、行政機関、普通地方公共団体の長の内部組織、委員会若しくは委員の事務局若しくはその内部組織又は普通地方公共団体の議会の事務を補助する職員を置くことができることとした。（第二五二条の七関係）

3
(一) 全部事務組合等の廃止に関する事項
　全部事務組合を廃止することとした。（旧第三編第三章第四節関係）
(二) 役場事務組合を廃止することとした。（旧第三編第三章第五節関係）
(三) 地方開発事業団を廃止することとした。（旧第三編第五章関係）

4
　地方分権改革推進計画に基づく義務付けの廃止に関する事項
(一) 市町村の基本構想に関する規定を削除することとした。（旧第二条第四項関係）
(二) 内部組織の設置及びその分掌する事務に関する条例を制定し又は改廃した場合について、総務大臣又は都道府県知事への届出を要しないこととした。（旧第一五八条第三項関係）
(三) 予算について、総務大臣又は都道府県知事への報告を要しないこととした。（第二一九条第二項関係）
(四) 決算について、総務大臣又は都道府県知事への報告を要しないこととした。（第二三三条第六項関係）
(五) 条例を制定し又は改廃した場合について、総務大臣又は都道府県知事への報告を要しないこととした。（旧第二五二条の一七の一一関係）
(六) 広域連合が広域計画を作成した場合について、当該広域計画の当該広域連合を組織する地方公共団体の長への送付、公表及び総務大臣又は都道府県知事への提出を要しないこととした。（旧第二九一条の七第三項関係）
(七) 財産区の財産又は公の施設を処分又は廃止する場合について、都道府県知事への同意を要する協議を要しないこととした。（旧第二九六条の五第二項関係）
(八) 財産区住民に対する不均一の課税又は使用料等の徴収をする場合について、都道府県知事への同意を要する協議を要しないこととした。（旧第二九六条の五第五項関係）

5
(一) 直接請求に関する事項
　直接請求の代表者の資格制限
　選挙権を有する者のうち公職選挙法第二七条第一項の規定により選挙人名簿に表示をされている者、同法第二八条の規定により選挙人名簿から抹消された者及び請求に係る普通地方公共団体の選挙管理委員会の委員又は職員である者は、直接請求の代表者となり、又は代表者であることができないこととした。（第七四条第六項、第七五条第五項、第七六条第四項、第八〇条第四項、第八一条第二項及び第八六条第四項等関係）
(二) 署名に関する罰則の追加
　直接請求の請求者の署名に関し、国若しくは地方公共団体の公務員、特定独立行政法人若しくは特定地方独立行政法人の役員若しくは職員又は沖縄振興開発金融公庫の役員若しくは職員が、その地位を利用して署名運動をしたときは、二年以下の禁錮又は三〇万円以下の罰金に処することとした。（第七四条の四第五項、第七五条第五項、第七六条第四項、第八〇条第四項、第八一条第二項及び第八六条第四項等関係）